

「呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書」の調査結果を受けた再発防止策

1 はじめに

令和4年6月、呉市立中学校に在籍する生徒（当時中学校1年生）が列車に接触し、死亡した事案が発生しました。呉市教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）は、令和4年9月27日、呉市いじめ問題等調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）に調査・報告を依頼し、令和7年4月16日、調査委員会から「呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書」（以下「調査報告書」といいます。）が提出されました。

教育委員会としては、調査報告書に記載されている調査委員会からの意見を重く受け止め、学校の対応に係る問題点等を踏まえながら、今後、呉市において、児童生徒のかけがえのない命を守っていくための取組について検討・整理し、令和5年9月に作成した再発防止策の内容も踏まえ、新たな再発防止策としてとりまとめました。

児童生徒は、それぞれが意思をもった非常に大切な存在です。児童生徒に直接関わる身近な大人は、常に、児童生徒がどのような気持ちをもっているかを感じ取るとともに、「一人一人の児童生徒に適切な指導や支援を行うことができるか」

「一人一人の尊厳の大切さを心に据えた接し方ができているか」を自らに問い続けながら、児童生徒を大切にしているという気持ちを表情や姿勢、言葉かけ等により表すことで、寄り添ってくれているという安心感を、児童生徒にもたせることが重要です。

学校及び教育委員会は、児童生徒一人一人のかけがえのない大切な命はもとより、一人の人間として存在そのものを大切にするという姿勢のもと、再発防止策に確実かつ継続的に取り組んでまいります。

2 再発防止に対する基本的な考え方

学校及び教育委員会は、調査報告書をもとに作成した再発防止策に示す一つ一つの取組内容やその重要性についての共通理解を図り、再発防止に確実に取り組む。

なお、取組に当たっては、「いじめを許さない、見逃さない」という強い姿勢のもと、「傾聴し、寄り添う」「ささいな変化に気付く」ことのできる「児童生徒一人一人の尊厳を大切にする教職員」の姿を目指す。

(1) 教育委員会は、学校の取組に対して、その実効性が確保できるよう効果的な研修等を計画的に実施するとともに、適切な指導助言を行う。

(2) 学校は、校長のリーダーシップの下、一人の教職員が抱え込むことのないよう、校内での連携を強化するとともに、スクールカウンセラー等の専門家の助言等を得ながら組織的に対応する。

また、年度初めには、再発防止策について教職員で共通理解を図るとともに、年間を通じて、教職員に対する研修の機会を確保し、いじめ問題への認識や対応に関する教職員の資質能力の向上を図る。

(3) 学校及び教育委員会は、再発防止の取組が確実に実行されているかの点検・検証を行う。

3 調査報告書に示された調査委員会の意見（抜粋）

- (1) いじめの対応については、いじめを行った児童に対する指導のみに注視・限定されることなく、その言動によって傷つく周囲の児童らの心情など周りへの影響を確認することやケアのほか「いじめ」に該当するのではないかとといった検討や対応を忘れてはならなかったものと指摘せざるを得ない。

〔参考：再発防止に向けた主な取組〕

- ・ 4 (1) ア いじめの積極的認知の徹底
- ・ 4 (1) イ 校内研修等による教職員の意識の向上

- (2) 「両親に言わないでほしい。」という要望に対し、それを受け入れるにあたっては、より一層の見守りの必要や責任が生じるため、極めて慎重に検討すべきである。その悩みを継続して共有できる相談先に繋がるまでは、常に、両親と情報共有するという判断を残しておく必要があるとともに、繋がった後にも両親との情報共有の可能性については検討するよう、意見する。

〔参考：再発防止に向けた主な取組〕

- ・ 4 (2) イ 児童生徒・保護者の意向を踏まえた丁寧な対応

- (3) 学校がスクールカウンセラーに相談を引き継がなかったこと

ア 小学校において

家庭や家族に関する問題について、学校内で把握し解決することには限界があるため、スクールカウンセラーを含む、より専門的なあるいは多様な立場での相談対応に繋がるよう、学校だけで抱え込まず児童生徒に対応すべきであったと意見せざるを得ない。

イ 中学校において

学校がスクールカウンセラーに相談することのハードルを下げ、スクールカウンセラーをより積極的に活用するべきではないか、中学校に進学した4月の間に小中連携のメモ等記録をスクールカウンセラーと共有し、生徒との面談等のスケジュールや方針についてもスクールカウンセラーに意見してもらうことが入学初期段階では望ましいのではないかと、スクールカウンセラーが配慮を要する生徒と認識していれば、また異なった対応がなされていたのではないかと意見する。

〔参考：再発防止に向けた主な取組〕

- ・ 4 (2) イ 児童生徒・保護者の意向を踏まえた丁寧な対応
- ・ 4 (3) イ 教育相談コーディネーターの設置（役割の明確化）

- (4) 自死関連サイト等多様な影響を生み出すサイトが日々大量にアップロードされている現実、SNS上のやりとりにてすれ違いが発生しトラブルが起きている現実などについては、それらの存在が児童生徒の身近にあることを前提にして共存することについての教育が必要となってくる。

しかしながら、親や教職員の世代においては、こうした状況に対応できているとは言い難い。インターネットというツールは、今後も親や教職員の想像を超えて進化していくものであり、日々情報を集め対応を検討しなければならない。

〔参考：再発防止に向けた主な取組〕

- ・ 4 (4) ア 発達段階に応じた体系的・継続的な情報モラル教育
- ・ 4 (4) イ 保護者等への啓発

- (5) いじめのアンケートはもちろん万能ではないが、今後も、法の趣旨に沿ったいじめアンケートの書式改訂と同アンケートの取り方に対する工夫について、今後も継続した努力がなされることによって、いじめの早期発見が少しでも増えることを望むものである。

〔参考：再発防止に向けた主な取組〕

- ・ 4 (2) エ「いじめアンケート」の変更及びアンケートの実施方法等の検討

4 調査委員会の意見を踏まえた再発防止策

教育委員会としては、「3 調査報告書に示された調査委員会の意見」を踏まえ、今後取り組むべき内容を、次の4点に整理した。

なお、★印は、「3 調査報告書に示された調査委員会の意見」を踏まえた再発防止に向けた主な取組、◆印は、今回の事案を受けて、緊急に対応していく取組を表す。

(1) 安全・安心な学校風土の醸成

- ・ 児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要がある。したがって、他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではないことを教職員自身が再認識することが大切である。いじめの認知件数については、「子どものつらい思いに寄り添った数」と捉え、引き続き、いじめを積極的に認知することにより、「いじめ見逃しゼロ」に向けて取り組む。
- ・ 「児童の権利に関する条約」の四つの原則や「こども基本法」の基本理念の趣旨等を大切にして児童生徒への指導や支援を行うとともに、児童生徒がお互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにしていく。

〔具体的な取組〕

★ア いじめの積極的認知の徹底

教育委員会は、令和8年10月中に開催する臨時校長研修会や臨時生徒指導主事等研修会をはじめ、定例の校長研修会や教頭研修会、各種研修会や学校訪問等の機会を捉えて周知・徹底することにより、いじめの積極的認知に対する教職員の認識を高めていく。

※ いじめの認知に当たっては、「いじめ防止対策推進法」第2条の定義に基づき、当該行為により判断するのではなく、当該行為を受けている児童生徒が心身の苦痛（傷つき）を感じているかという視点から、積極的に行うことが重要である。どんなささいなことであっても児童生徒は深く傷つくことがあり、いじめに気付けないということは、傷ついている児童生徒に気付けないということである。

教職員は、「いじめを見逃さない、許さない」という強い姿勢のもと、児童生徒の傷つきを丁寧に観察し、適切に初期対応を行うことで、いじめの重大化を防ぐことが大切である。

★イ 校内研修等による教職員の意識の向上

児童生徒が安心して学び、成長できる学校風土の醸成に向け、「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」、【参考資料】に掲載した資料等を効果的に

活用し、校内研修等の充実を図る。

また、令和8年度の3学期以降、教育委員会が定期的にいじめ問題に関する研修動画（いじめの認知、未然防止等）を設定し、「いつでも、どこでも、誰もが」動画をとおして研修する機会を確保することにより、児童生徒に関わる全ての教職員の意識の向上を図る。

ウ 「学校いじめ防止基本方針」の取組の徹底

令和8年5月に改定した「呉市いじめ防止基本方針」を踏まえ、実効性のある「学校いじめ防止基本方針」とするために、学校は、児童生徒や保護者等と一緒に改定するとともに、改定した「学校いじめ防止基本方針」について、児童生徒や保護者等が十分に理解することができるよう、リーフレットを活用するなどして分かりやすく周知し、取組の徹底を図る。

エ 児童生徒の主体的な取組の充実

年に2回のいじめ撲滅キャンペーン等が児童生徒の主体的な活動となるよう取組を充実させたり、「いじめ撲滅プロジェクトチーム」において、児童生徒が主体的に取り組んだりすることにより、児童生徒にいじめは絶対に許さないという心を育むとともに、「いじめ見逃しゼロ」を目指した学校風土を児童生徒自らがつくり上げようとする意識の向上を図る。

(2) 児童生徒の状況把握や実態に応じた対応

- ・個人面談や見守り、保護者連携等により、児童生徒の友人関係や精神面等に係る状況の把握に努め、校内で情報共有するとともに、学校だけで問題を抱え込むことなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育委員会の顧問弁護士等の専門家から助言を得るなど、チームによる組織的な対応を徹底する。
- ・児童生徒や保護者がそれ以上の対応を望まなかったり、児童生徒が「両親に言わないでほしい。」等と要望した場合には、相談や解決への支援を継続するためにも、スクールカウンセラー等の専門家からの助言を得ながら、適切に対応する。

〔具体的な取組〕

◆ア 全員面談等を通じた児童生徒の状況把握

令和8年10月19日（月）の臨時校長研修会後1か月程度を目安とし、児童生徒の全員面談等を実施し、児童生徒一人一人の心身の状態を丁寧に把握する。気になる状況がある場合には、保護者との連携はもちろん、スクールカウンセラー等につなぐなどして、当該児童生徒への適切な支援に努める。

★イ 児童生徒・保護者の意向を踏まえた丁寧な対応

児童生徒が「両親に言わないでほしい。」等と要望した場合には、両親に伝えてほしくない範囲はどこまでかを丁寧に聴き取り、伝える内容やタイミング、伝え方等、保護者との情報共有の在り方について検討する。なお、こうしたケースは、通常の相談よりも深刻な原因や背景があることも想定されるため、伝え方等について学校だけで判断せず、スクールカウンセラー等の専門家の意見も踏まえて総合的に判断し、丁寧に対応する。

また、児童生徒や保護者が「大丈夫。」と言ったり、それ以上の対応を望まな

かったりする場合において、学校は、継続して取り組む姿勢があることを示す。

ウ 「こころとからだのアンケート」及び全員面談の実施

長期休業明けには、第5学年以上の児童生徒を対象に「こころとからだのアンケート」及び全員面談を実施し、児童生徒の心身の状態を把握するとともに、専門的な見立てや助言が必要な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、顧問弁護士等との連携を図る。

★エ 「いじめアンケート」の変更及びアンケートの実施方法等の検討

学期に1度実施している「いじめアンケート」について、タイトルや質問内容等を工夫し、児童生徒の思いを引き出しやすいアンケートに変更（教育委員会が作成）し、令和8年度の3学期から使用する。

また、アンケートの目的に応じて、形式（記名式、無記名式）や実施場所（学校、家庭）、提出方法、実施回数等について検討する。

オ タブレット端末の検索状況の把握と適切な支援

教育委員会は、長期休業明けの一定期間を中心に、1人1台タブレット端末で死をほのめかす言葉を検索した児童生徒を把握し、学校と情報共有を図る。その際、保護者との連携はもちろん、スクールカウンセラー等につなぐなどして、当該児童生徒への適切な支援に努める。

カ 専門家が参加する支援会議等の定期的な開催

児童生徒の状況把握や対応の方向性などに係る情報共有等を目的とした支援会議等を定期的に開催する。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家にも参加を依頼し、助言等を得る。

(3) 教育相談体制の充実

- ・校内の組織体制において、教育相談を統括・調整する中心的な役割を担う、教育相談コーディネーターを新たに位置付け、教育相談を円滑に進める体制を整備する。
- ・児童生徒にレジリエンス（心の回復力）やSOSを出すことができる力の育成に向けた取組を実施するとともに、児童生徒や保護者に相談先を周知することにより、児童生徒が困っていることや助けてほしいこと等について、いつでも、何でも相談できる環境を整える。

〔具体的な取組〕

◆ア 校長による講話と「教育長メッセージ」の視聴

令和8年10月中に、各学校において、校長が児童生徒に対し、命の大切さや相談することの大切さについて話す場を設定するとともに、児童生徒及び教職員は、自殺予防週間に発出した「教育長メッセージ」を視聴する。

★イ 教育相談コーディネーターの設置（役割の明確化）

悩みや不安等について相談したい児童生徒や保護者をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぐための連絡、調整等を行う教育相談コーディネーターを、各学校に位置付ける。教育相談コーディネーターを中心として組織的に対応することにより、適切かつ円滑に児童生徒等を支援につなぐ。

ウ 「命を大切にする教育」に関する授業

教育委員会が作成した「命を大切にする教育リーフレット」を参考にするなどして教職員の共通理解を図ったうえで、担任及びスクールカウンセラーによる命を大切にする授業（対象は第5学年以上）や、道徳、体育、保健体育などの各教科等において、「命を大切にする教育」との関連を図った授業を行う。

エ 「教育長メッセージ」の発出

教育委員会は、毎年9月10日から9月16日までの自殺予防週間において「教育長メッセージ」を発出し、相談することの大切さについて児童生徒へ呼びかける。

オ 各種相談窓口及び「呉こどもチャット相談」の周知

相談することのよさや大切さが実感できるよう教育委員会が作成した相談窓口のリーフレット「心の声をきかせて」を活用するなどし、児童生徒や保護者に対し、相談窓口を積極的に周知するとともに、1人1台タブレット端末の「相談窓口」のアイコンから児童生徒がいつでも相談窓口を確認できることについても、併せて周知する。

また、小学校及び義務教育学校の5年生以上を対象とし、24時間365日、専門家によるチャットでの相談が可能である「呉こどもチャット相談」（認定NPO法人「あなたのいばしょ」に委託し、令和8年度から導入）を、児童生徒の相談先の選択肢の一つとして、繰り返し周知する。

(4) 情報モラル教育の充実

- ・「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」である情報モラルについて、各教科等との関連を図るとともに、日常的に繰り返し、継続して学習することにより、児童生徒にとってインターネットとの共存に必要な力の育成を図る。
- ・自殺、自傷、暴力、薬物そしてオーバードーズなどに関するウェブサイト等の存在が児童生徒の身近にあるという状況を鑑み、学校と保護者等が課題を共有するとともに、保護者等への啓発等を行う。

〔具体的な取組〕

★ア 発達段階に応じた体系的・継続的な情報モラル教育

令和8年度2学期末までに、「SNSノート 情報モラル編（一般社団法人LINE みらい財団）」等を活用して、児童生徒の発達段階に応じた情報モラルに関する授業等を実施する。

また、授業や朝の会、学級活動、長期休業前後等において、「情報モラル指導モデルカリキュラム表（文部科学省）」や「SNSノート 情報モラル編」に示されている対象学年表を参考に、体系的に、継続的に情報モラル教育に取り組む。

★イ 保護者等への啓発

学校は、学級懇談会等に【参考資料】にある資料等の視聴や学校だより等やオンライン、オンデマンドによる情報発信等を行うとともに、教育委員会は、呉市PTA連合会と連携し研修会を行う等により、SNSについての現状や課題について保護者等と共通認識をもつことができるよう啓発し、家庭での効果

的な取組につなげる。

ウ 教職員への定期的な情報発信

児童生徒に対し、情報モラルについて日常的に指導できるよう、教育委員会から教職員に、定期的に情報発信を行う。

【参 考 資 料】

〔文部科学省〕

- ・ 生徒指導提要（令和4年12月）
- ・ いじめの未然防止に関する啓発動画
- ・ いじめの重大化を防ぐための留意事項集・いじめの重大化を防ぐための研修用事例集（令和7年11月）
- ・ 動画教材「ネットいじめ研修」～全体編～
※ 兵庫県立大学 環境人間学部 教授竹内和雄教授協力による
- ・ いじめ対策に係る事例集（平成30年9月）
- ・ いじめの問題に対する取組事例集（平成26年11月）
- ・ 学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集（教育委員会等向け）（平成24年9月）
- ・ 動画教材「ともだち・かかわりづくりプログラム」
※ 令和3年度いじめ対策・不登校支援等総合推進事業にて、委託を受けた大阪府吹田市が公益社団法人子どもの発達科学研究所と連携のもと、制作
- ・ 通知「児童生徒の教育相談の充実について」（平成29年2月3日付け）

〔その他〕

- ・ 「SNSノート 情報モラル編・情報モラル編 活用の手引」（令和元年9月 一般社団法人LINE みらい財団）
※ 静岡大学 教育学部 塩田真吾准教授共同研究による
- ・ 「いじめ対応研修テキスト『いじめ対応の手引』～子供たちが行きたくなる安心・安全な学校にするために～」（平成29年 宮城県教育委員会）
- ・ いじめ防止等の対策（東京都教育委員会）
- ・ 生徒指導リーフ（国立教育政策研究所）
- ・ 「生徒指導のてびき ー改訂版ー」（令和7年3月 広島県教育委員会）
- ・ 呉市ICT研修（情報モラル研修）配付資料
※ ロイロノートの資料箱に保存してあります
- ・ こども版 呉市こども計画（令和8年3月 呉市）
- ・ すべてのこども・おとなに知ってほしい こども基本法とは？（こども家庭庁）
- ・ すべてのこども・おとなに知ってほしい こども基本法ってなに？やさしい版（こども家庭庁）
- ・ 読んでみよう！「子どもの権利条約」第1～40条（日本ユニセフ協会抄訳）
- ・ 子ども向け学習サイト「子どもの権利を考えよう」（日本ユニセフ協会）